

令和7年度 第1回和歌山市総合教育会議 議事録

1 日時

令和8年2月4日 水曜日

13時30分～14時30分

2 開催場所

和歌山市役所 本庁舎7階 記者会見室

3 議題

①「和歌山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定に係る報告について

②不登校対策について

4 出席者

市長職務代理者	犬塚 康司
教育長	阿形 博司
教育長職務代行者	藤本 禎男
教育委員会委員	波床 昌則
教育委員会委員	石元 和代
教育委員会委員	村上 凡子
福祉局長	北山 英之

5 出席した関係者の職及び氏名

総務局長	田中 秀和	教育局長	奥山 由佳
総務部長	山本 千里	教育学習部長	田村 匡崇
こども未来部長	栩野 照章	学校教育部長	前北 博文
総務課長	杉本 充哉	教育政策課長	宗 浩二
こども家庭センター班長	武嶋 直登	学校支援課長	南方 孝俊
総務課副課長	増井 靖久	学校教育課長	西谷 宣昭
総務課総務班長	谷 真由美	子ども支援センター長	尾崎 有希子
人事課給与班長	今中 淳二	教育政策課副課長	楠本 佳章
総務課事務主査	谷口 竜太	学校教育課副課長	久保 忠好
		教育政策課総務政策班長	辻 美紀

山本総務部長

定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第1回和歌山市総合教育会議を開催いたします。

私は総務部長の山本でございます。よろしくお願いいたします。

皆様方には、ご多用の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

今回から、令和7年7月1日付で教育委員に就任されました村上凡子委員がご出席され、新体制での総合教育会議となります。

また、本日は関係者として北山福祉局長が出席しております。

それでは、会議を開くにあたり、市長職務代理者の犬塚副市長からご挨拶を申し上げます。

犬塚副市長（市長職務代理者）

本日は、お忙しい中、令和7年度第1回総合教育会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

教育委員の皆様には、平素より和歌山市の教育行政の推進に多大なるご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

近年、学校現場を取り巻く環境は大きく変化しており、教育職員には、教育活動に加え、多岐にわたる業務への対応が求められております。

子どもたちに質の高い教育を提供し続けるためには、教育職員が安心して教育に専念できる環境を整えることが、極めて重要であると考えております。

また、不登校児童生徒数が過去最多を記録し、子どもたち一人ひとりの状況や背景が、より一層多様化・複雑化している中で、学校のみならず、家庭や関係機関が連携した継続的かつきめ細かな支援の重要性が、これまで以上に高まっているものと認識しております。

本日は、事前に配布させていただいた資料に基づき、

一つ目として、「和歌山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定に係る報告について、

二つ目として、不登校対策について、

以上2点を議題としております。

委員の皆様には、教育の実情を踏まえたご意見をお聞かせいただければ幸いです。

限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見をお寄せいただき、有意義な会議となりますようご協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

山本総務部長

ありがとうございました。

それでは、ここからの進行につきましては、犬塚副市長にお願いいたします。

犬塚副市長（市長職務代理者）

それでは、はじめに本日の議事について、事務局から説明をお願いいたします。

杉本総務課長

総務課長の杉本でございます。

それでは、本日の議題についてご説明いたします。

一つ目は、「和歌山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定に係る報告についてでございます。

これは、令和8年4月1日に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、教育委員会において、教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画を策定するとともに、総合教育会議に報告することとされているため、報告するものでございます。

二つ目は、「不登校対策について」でございます。

和歌山市における不登校児童生徒の現状や対策、課題などについて、ご議論いただくものでございます。

以上の2点を、本日の議題とさせていただきます。以上でございます。

犬塚副市長（市長職務代理者）

それでは、議題に入ります。

まず、議題1「和歌山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定に係る報告について、教育委員会事務局から報告をお願いいたします。

西谷学校教育課長

教育委員会事務局学校教育課長の西谷でございます。よろしくをお願いいたします。

今回、総合教育会議にお時間をいただいております理由についてご説明いたします。

昨今、教員不足が報道等で取り上げられております。幸い、和歌山市では、年度当初に教員を配置できないという事態はこれまで発生しておりませんが、年度途中において休暇を取得する教員が多くなった場合、速やかな配置が困難となる状況が生じることがあります。

全国的にも、教員に優れた人材を確保する必要性が高まっていることから、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、いわゆる給特法の一部が改正され、教職調整額の引上げや担任手当の加算が実施されるところでございます。

併せて、学校における教職員の働き方改革を一層推進する観点から、同法の一部改正法が

公布され、令和8年4月1日から施行されます。

この改正により、教育委員会は、文部科学大臣が給特法第7条に基づき定める指針に即して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めるものとされております。

また、計画を定めた場合には、遅滞なく総合教育会議において報告することが義務付けられていることから、給特法第8条第4項に基づき、本日報告をさせていただくものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

和歌山市教育委員会で策定いたしました「和歌山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の資料をご覧ください。

まず、法令では、計画において、

- ① 業務量管理・健康確保の実施により達成しようとする目標
 - ② 業務量管理・健康確保措置の内容
 - ③ その他、業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項
- の3点を定めるものとされております。

本計画は、これらの事項を網羅するとともに、国からの例示を参考に策定しております。

また、数値目標については、国・県・中核市の数値を参考にしつつ、和歌山市の実際の数値と照らし合わせながら設定しております。

それでは、順を追ってご説明いたします。

2ページをお開きください。

「1. (1) 計画の趣旨」について、でございます。

学校においては、社会を生き抜く子どもたちの学力を育成するため、様々な取組を進めているところでございます。しかし、教育職員の業務は、日々の授業準備に加え、ICTを活用した授業の推進、特別支援教育の充実、いじめ・不登校への対応、保護者や地域からの相談対応など、範囲・量ともに増加の一途をたどっております。

このような状況の中、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより、学校教育の水準の維持・向上に資するため、業務量の適正管理と健康確保措置の強化が喫緊の課題となっております。

和歌山市教育委員会といたしましては、教育職員の業務の見直しと効率化を推進することで、より効果的な働き方改革を進め、児童生徒に対してより良い教育活動を行うことができる環境を整備するため、本計画を策定するものでございます。

次に、「(2) 本市の現状」について、でございます。

資料の表に示しておりますとおり、いわゆる残業時間につきましては、小学校、中学校、高等学校の順に多くなる傾向が見られます。

また、月45時間以上の時間外在校等時間や、年360時間以上となる割合も、一定数存在するという結果が出ております。

続いて、3ページをご覧ください。

「2. 目標」について、でございますが、1 か月の残業時間が 45 時間以上となる割合及び、1 年間で 360 時間以上となる割合を 0%とすることを目標としております。

また、括弧書きに記載しておりますとおり、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標についても、ストレスチェックの結果を基に数値目標を設定しております。

「3. 計画の期間」は、令和 8 年度から令和 11 年度までとしておりますが、毎年度、状況に応じて見直しを行ってまいります。

「4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容」については、国から示されている業務の 3 分類を踏まえ、業務の見直しを 19 項目すべて重点事項として整理しております。

まず、「ア 学校以外が担うべき業務」として 5 項目を挙げております。

登下校時や夜間等の見守りについては、保護者や地域の協力を得ることとし、子どもからの徴収金の管理や不当な要求への対応については、教育委員会事務局において対応策の検討を行ってまいります。

次に、「イ 教師以外が積極的に参画すべき業務」として、各種調査への回答や広報資料の作成等については、教員以外の職や、全校に配置している教員業務支援員等が担うこととし、学校施設の管理や部活動の地域展開については、教育委員会事務局が主体となって進めていきたいと考えております。

5 ページをご覧ください。

「ウ 教師の業務ではあるが、負担軽減を促進すべき業務」については、学校行事の準備・運営や、支援が必要な児童生徒・家庭への対応等において、地域の協力や専門的知識を有する職種との協働を促進してまいります。

次に、「(2) 学校における措置の推進」について、でございます。

各学校において、授業時数が過度に上回らない計画の策定や、十分な効果が見込めない活動の見直し、公務の DX 化による会議資料の簡略化等を進め、業務の効率化を図ってまいります。

6 ページをご覧ください。

「(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組」として、勤務間インターバルが確保できるよう、教育職員自身の意識向上を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、会議の在り方を見直し、定時退校促進日の取組を進めてまいります。

最後に、「(5) 関連する取組、今後のフォローアップについて」でございます。

引き続き、出退勤システムやストレスチェックを活用した教職員の状況把握と支援・指導、県が実施する管理職向けマネジメント研修の周知、学校運営協議会における協議内容も踏まえ、保護者や地域の理解促進を図っていきたいと考えております。

なお、給特法第 8 条第 4 項に基づき、教育委員会は毎年度、本計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告することとされております。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

犬塚副市長（市長職務代理者）

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告について、ご意見等がございましたらお願いいたします。

波床委員

本計画においては、月 30 時間の時間外在校等時間を基本的な発想としつつ、2 ページに記載されているとおり、和歌山市の場合は年間 360 時間を超える割合を 0%とし、月によっては達成が難しい場合もあることから、45 時間を上限とするという考え方が示されています。

この点については、文部科学省の方針に沿ったものであり、和歌山市における時間数の設定としては、適切なものであると考えております。

一方で、これを実現するためには、現状ではかなり厳しい面があるのではないかと感じております。

時間外勤務として把握しないのは、教員の裁量性が認められていることによるものだと思いますが、そうした状況の中で、時間外在校等時間を目標どおり達成することは、なかなか難しいのではないかと考えます。

そのため、どのように対応していくかについては、「4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容」において整理されており、特に異論はございません。

ただ、私自身、一昨年及び昨年に全国市町村教育委員連絡協議会に参加した際、文部科学省から説明がありました内容として、教員が担っている業務のうち、調査、統計、アンケート回答が非常に大きな負担となっているのではないかという問題提起がございました。

文部科学省からは、まず本当にアンケート調査を実施する必要があるのかを検討してほしい、その上で実施する場合でも、悉皆調査、すなわち全職員を対象とする必要があるのか、サンプル調査によって集約できる部分もあるのではないかと、という考え方に立つべきであるとの発信が強くありました。

アンケート調査の集計自体も大変ではありますが、そもそも実施の要否や、実施する場合の方法について、教育委員会として改めて検討してほしいという趣旨であり、文部科学省自身もそのように対応していると明言されていました。

今回、時間外在校等時間を把握するにあたって、アンケート調査が行われているわけですが、こうした調査結果についても、どのような形で実施するのが適切なのか、改めて検討していく必要があるのではないかと感じ、今回の「4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容」を拝見しておりました。

また、部活動に関する負担も非常に大きいものがあります。

顧問として教員が指導に当たる時間は相当なものであり、時間外在校等時間にも含まれているものと認識しております。

5 ページに記載されている部活動指導員については、どの程度各地の教育現場で実現され

ているのかという点が、昨年の全国市町村教育委員連絡協議会においても議論となりました。

その中では、指導に当たっている教員自身の思い入れが非常に強く、単に部外の方に指導を任せれば負担が軽減されるという単純な話ではないという意見が多く出されました。

部活動については、教員自身に様々な意味合いでのこだわりがあり、簡単には手放せない、あるいは手放したくないという思いがあるという現状が示されておりました。

こうした点を踏まえると、部活動指導員の活用については、和歌山市においても、今後、なだらかな移行や方向性を示しながら進めていく必要があるのではないかと感じております。

そのため、本計画期間中に数値目標を設定し、目標達成を図ることについては、正直なところ難しいのではないかとというのが、私自身の実感でございます。ただし、その方向性に向かって取り組んでいく必要があることは間違いなくと考えております。

さらに、電話対応に関する負担の問題もでございます。

いわゆるモンスターペアレントのような方からの苦情対応に長時間を要するケースもあり、その際の対応をどのようにするのかという課題は残されております。一定の方針や対応策は講じられているものの、最近、県庁へ電話をかけた際に、どの部署でも「この電話はすべて録音されます」というアナウンスが流れることに驚きました。

理由を伺うと、カスタマーハラスメント対策の一環として実施しているとのことでした。

学校において同様の対応を行うことには慎重な意見もあるかと思いますが、電話対応が長時間に及ぶ場合の一つの手段として、録音対応を行うことも検討に値するのではないかと考えております。

犬塚副市長（市長職務代理者）

ありがとうございました。

ただいまの波床委員からのご意見について、事務局からお願いいたします。

西谷学校教育課長

学校教育課長の西谷でございます。

貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

ご指摘のとおり、本計画を策定し、実際に目標を達成していくことは、容易ではない部分があると認識しております。

例えば、統計調査につきましては、市教育委員会が発信するものについて、本当に必要なものかどうかを見極めていく必要があると考えております。また、これまで紙ベースで実施してきた回答方法についても、デジタル化を進め、負担の少ない形で集約していくことが必要であると考えております。

具体的な数値は手元にございませんが、教員の時間外在校等時間については、コロナ禍以前には非常に多い状況でございました。

コロナ禍においては一時的に減少しましたが、コロナ禍が明けて以降は再び増加傾向にあります。

その中で、教員業務支援員の配置や、小学校への留守番電話の全校導入などを進めてまいりました。これらが直接的に時間削減につながったかどうかは一概には申し上げられませんが、在校等時間については、一定程度落ち着いた状況にあると考えております。

また、小学校、中学校、高等学校と校種が上がるにつれて在校等時間が増加している要因としては、部活動指導の負担が大きいものと考えられます。

現在、地域展開も含め、地域の皆様や委員の皆様からご意見をいただきながら、より良い形で進めていきたいと考えております。

電話対応につきましては、今年度から県と同様に、数校において試行的に、業務目的で通話録音を導入しております。

来年度以降は、さらに取組を進めていく予定としており、こうした取組が教職員の働き方改革につながっていくことを期待しております。

今後につきましては、来年度以降の状況についても、改めてご報告をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

犬塚副市長（市長職務代理者）

ほかにご意見はございませんか。

阿形教育長

事務局を預かる立場として、本計画を策定させていただきました。

本計画は、法令に基づき策定することとされているものであり、国が示している教員の業務の3分類を参考にしながら、教育委員会と学校が協力して取り組んでいく必要があると考えております。

学校において実施している様々な行事の精選や、授業時数の見直しについても検討していきたいと考えております。特に小学校においては、規定の授業時数をかなり上回って実施している状況もございますので、そうした点も含め、授業内容の見直しや行事の精選を進めていきたいと考えております。

先ほど課長からも説明がありましたが、教員のなり手不足について申し上げますと、2000年頃には公立学校教員採用試験の倍率は13.3倍であり、小・中学校においてはこれがピークでございました。

しかし、直近では倍率が3倍前後となっており、都道府県による差はあるものの、全体としては過去最低水準で、ピーク時の4分の1以下となっております。これは、教員という職業を目指す人が年々減少している現状を示しております。

また、和歌山大学教育学部と連携を図っており、先日も教育学部の教員の皆様との会議を行いました。教育学部の学生であっても、教員採用試験を受験する学生が減少していると聞いています。

このような状況の中で、優れた人材をできる限り教員として迎え入れていきたいという思いは、教育委員会としても強く持っております。そのためにも、教員の業務を少しでも見直し、働きやすい環境を整えていくことが重要であると考えております。

手当の拡充も一つの要素ではありますが、それだけでなく、働きやすい環境づくり全体を進めていくことが必要であり、策定した計画がいわゆる「絵に描いた餅」とならないよう、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

本計画は4年間の計画としておりますが、毎年度見直しを行うとともに、数値目標等については、総合教育会議においても随時報告をさせていただきたいと考えております。

事務局を担う者として、その点については、責任を持ってしっかりと取り組んでまいります。

犬塚副市長（市長職務代理者）

続きまして、議題2「不登校対策について」、教育委員会事務局から説明をお願いいたします。

南方学校支援課長

教育委員会事務局学校支援課長の南方でございます。よろしくお願いたします。

前方にスライドを映し出しておりますので、そちら、またはお手元の資料をご覧くださいながらご説明いたします。

本日は、不登校の現状、国の動向、本市の対策、そして本市の課題と今後に向けてという流れでご説明いたします。

まず、不登校の現状について、でございます。

文部科学省が実施した「令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によりますと、小・中学校における不登校児童生徒数は、全国で353,970人と過去最多となっております。

1,000人当たりの不登校児童生徒数は全国で38.6人であるのに対し、本市の私立小中義務教育学校における1,000人当たりの不登校児童生徒数は41.3人と、全国平均をやや上回っております。

また、全国の1,000人当たりの不登校児童生徒数のうち、約60%が中学生であり、この点についても、本市は全国とほぼ同様の状況となっております。

次に、学校が把握している不登校児童生徒に関する事実についてですが、1つのケースに対して複数の相談が重複しているものを含め、「やる気が出ない・不安等」といった心理面に関する相談が最も多く、次いで「生活リズムの不調・非行等」といった行動面に関する相

談、さらに「親子関係を含む家庭に係る状況」に関する相談が多くなっております。

本市においても同様の傾向が見られ、心理面、行動面、家庭環境に起因するケースの割合が高いものと考えられます。

次に、国の動向についてご説明いたします。

文部科学省は、平成 29 年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を施行し、同年、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を策定しました。

さらに、それまでの不登校施策に関する通知を整理し、令和元年 10 月 25 日には、「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知が発出されております。

この通知では、支援の視点として、学校への登校という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒によっては、不登校が休養等の積極的な意味を持つ一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクがあることにも留意する必要があると示されています。

続いて、令和 5 年 3 月に文部科学省から示された、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLO プラン」について、でございます。

目指す姿として、

1 つ目に、「不登校児童生徒すべての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えます。」

2 つ目に、「心の小さな SOS を見逃さず、チーム学校で支援します。」

3 つ目に、「学校の風土の見える化を通して、学校をみんなが安心して学べる場所にします。」

が掲げられております。

その具体策として、校内教育支援センター等の居場所の確保や、一人一台端末を活用した声の可視化などが示されております。

次に、本市の不登校対策について、でございます。

本市では、主に 3 つの取組を実施しております。いずれも一義的には学校復帰を目的としておりますが、その結果だけにとらわれることなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すことができるよう支援しております。

1 つ目は、「いじめ・不登校問題に関する検討委員会」でございます。

教育に関する団体及び機関等の代表者や、教育に関する学識経験者等を委員とし、年 2 回、未然防止や早期発見に向けた取組、啓発に関する方策について検討を行っております。

2 つ目は、「子ども支援センター」でございます。

子ども支援センターでは、来所及び電話による教育相談を実施するとともに、「ふれあい教室」の運営を行っております。

相談内容としては、来所・電話ともに、不登校に関するものが最も多くなっております。

ふれあい教室は、様々な理由により学校に行きづらい子どもが、安心して過ごすことができる心の居場所として設置しており、学習や体験活動を通じて、登校復帰や社会的自立を目

指しております。

入級生の数は年々増加傾向にあり、令和7年度については12月までの数値となっております。

今年度12月までの150人のうち、新規入級が61人、前年度以前からの再利用が89人となっております。特に小学校4年生及び5年生については、12月時点で既に前年度の数を上回っております。

また、成果として、令和6年度途中及び令和7年度初めにおいて、部分的な登校復帰を含め、年間2回以上登校した者及び社会的自立（進路を選択した者）の割合は75.6%となっており、ここ数年はほぼ同様の割合で推移しております。校種別では、小学校の割合が高くなっております。

ふれあい教室では、自学自習や、自分で決めたことに自由に取り組む活動の時間を設けており、和歌山城散策、市立博物館や市民図書館の利用、プラネタリウム鑑賞等の屋外活動、調理実習や実験教室等の屋内活動、講師を招いた出前授業に参加するチャレンジタイムなどを実施しております。

また、希望に応じて指導員や心理士による個別面談を行うほか、ケースによっては外部講師からの助言を受けるなど、支援の充実を図っております。

信愛大学による学園祭への作品展示や、共同でのクッキー作り、他大学の学生ボランティアとの交流も行っております。

保護者や学校等と連携し、自己決定や人との関わりを重視することで、自己肯定感を高め、登校復帰のみならず、将来の社会的自立に向けた支援を行っております。

併せて、保護者支援として、情報提供や交流を目的とした保護者会も開催しております。3つ目は、「校内教育支援センター（SSR）」でございます。

令和6年10月、市立中学校については、分校及び夜間中学校を除く全中学校及び義務教育学校に、校内教育支援センターを設置いたしました。

空き教室等を活用し、パーテーションによる個別学習スペースの確保や、Wi-Fiを活用したICT学習など、教室に入れなくても登校でき、学習を継続できる環境を整えております。

令和6年度の利用者数は203人で、そのうち55.7%は欠席日数が減少した、ほとんど登校できなかった児童生徒が校内教育支援センターを利用できるようになるなど、状況が好転しており、不登校傾向や登校復帰に向けた居場所として機能しております。

残りの44.3%については現状維持となっております。

設置校においては、児童生徒が落ち着いて利用できるよう、各校の状況に応じて家具や機器、本等の配置を工夫しております。

最後に、本市の課題について、でございます。

現在、中学校においては校内教育支援センターの設置を完了しておりますが、小学校における不登校支援については、空き教室や保健室、校長室等で対応している状況でございます。

落ち着いた環境で学びを継続するためには、さらなる環境整備と、校内教育支援センター

の設置が必要であると考えております。

また、効果的な支援につなげるためには、小・中学校を問わず、人数に関係なく対応できる専門職員等の人員確保も必要であると考えております。

今後も、登校復帰や多様な学びの場における学びの継続、社会的自立を目指し、福祉部局との連携を一層密にしながら支援を継続してまいります。

併せて、民間のフリースクールに関する情報収集や連携についても検討していきたいと考えております。

以上、本市の不登校の現状、対策、課題及び今後に向けての取組について説明いたしました。

本市の不登校の状況等について、委員の皆様にご議論いただければ幸いです。

よろしくお願いいたします。

犬塚副市長（市長職務代理者）

それでは、ただいまの議題について、ご意見等はございますでしょうか。

村上委員

ご報告ありがとうございます。

子ども支援センターに関するスライドにおいて、成果として学校復帰率が示されていたかと思えます。令和6年度においては、小学校が82.1%、中学校が71%とのことで、これは非常に高い数値であると認識いたしました。

この復帰を促進した要因について、もう少し分析を進めることができれば、学校支援、あるいは不登校の予防という観点、文部科学省が示している発達支持的生徒指導や未然防止の取組として、より有効な知見が得られるのではないかと考えました。

校内教育支援センターの設置も有効な対策である一方で、もともとの学校やクラスの在り方がどのように変わればよいのかという点についても、復帰促進要因の傾向を分析することで、学校現場へ還元できるのではないかと思います。

ただし、分析には相当の時間と労力が必要になると考えられます。市全体でのAI活用状況については把握しておりませんが、例えば、家庭や学校教員との連携がうまくいったケースなどのデータを入力し、AIによって自動分類する仕組みが活用できれば、復帰促進要因の蓄積が可能になるのではないかと考えました。

そうした取組が実現すれば、各学校の教員や校長、チーム学校として、どのような学校づくりや学校経営、クラス編成を行えばよいのかという知見を得ることができ、校内に設置された校内教育支援センターにおいても、子どもたちへの関わり方に良い影響を与えるのではないかと考えております。以上です。

犬塚副市長（市長職務代理者）

ありがとうございました。

学校復帰に関する要因分析についてのご意見でございました。

尾崎子ども支援センター長

子ども支援センター長の尾崎でございます。よろしくお願いたします。

ふれあい教室からの登校復帰率が高い点についてご評価いただき、ありがとうございました。

分析につきましては、現在のところ、面談を通じて当事者から聞き取りを行っておりますが、ご指摘のあったAIを活用した分類や類型化といった手法については、今後検討していく必要があると、お話を伺いながら感じております。

登校復帰の割合につきましては、ふれあい教室につながった年度と、その翌年度の4月、5月頃までの統計を基に算出しております。

当初は、学年替わりやクラス替わりをきっかけに登校できるようになったという声を多く聞きますが、その後、再びふれあい教室の利用につながる児童生徒もおります。

そうした中で、なぜ登校に戻ることができたのか、ふれあい教室や学校において、どのような支援が有効であったのかを把握することは非常に重要であると考えております。

今後、何らかの形でデータとして整理できるよう、検討を進めていきたいと考えております。以上です。

阿形教育長

今、尾崎センター長から答弁がありましたが、不登校の数値に関して、私自身が以前から感じている点がございます。

いわゆる不登校となっている子どもが、学校内外の専門機関、すなわち教員以外の専門的な支援機関と関わっていない、またはつながっていないケースが、約4割あるという報道もございました。

子ども支援センターをはじめ、学校にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、教員以外の専門職が配置されていますが、そうした専門機関とつながっていない子どもをどのように把握し、支援につなげていくかが重要であると考えております。

保護者に対して、「こうした支援の方法があります」と具体的に提示できることが、非常に大切であると感じております。

校長との面接は年2回行っておりますが、その際には、不登校の人数や、教員が子どもと直接会えているか、顔を合わせているかといった点に加え、専門的な支援機関との関わりが持てているかどうかについても必ず確認しております。

紹介を行っても、実際には利用につながらないケースもありますが、それでも支援の選択肢を広げ、しっかりと提示できているかどうか重要であると考えております。

支援センターやふれあい教室を利用することは非常に有意義ですが、利用したらそれで終わりではなく、子どもの様子について、学校と定期的に情報共有を行うことが必要であると考えております。

定期テストについても、学校で受けることができる場合もあれば、支援センターで受けることができる場合もありますし、現在では、オンラインを通じて学校の授業を支援センターで受けることも可能となっております。

このように、支援センター、学校、専門機関、そして保護者が連携し、情報共有を密に行うことで、わずかであっても学校に登校できるようになる子どもがいると聞いております。

一方だけが努力しても解決が難しい問題であり、関係者が連携して取り組むことが不可欠であると考えております。

村上委員からご指摘のあった分析の視点も含め、現在行っている取組をさらに充実させるとともに、今後も連携を一層密にしながら対応していく必要があると考えております。

波床委員

資料4 ページ付近において、児童生徒にとって「不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つ」ことが示される一方で、それだけで放置してはならないと記載されており、そのとおりであると感じております。

また、「1. 不登校の現状」において、把握した事実が示されておりますが、赤丸印が示す内容について、私なりに考えさせられる点がございました。

特に中学生までの児童生徒は、なぜ学校に行けないのかという理由を、自分自身で明確に言語化し、保護者や周囲の大人に伝えられるとは限らないと考えております。

本人は「行きたくない」という気持ちを抱えているものの、その理由を説明できない場合も多いのではないかと思います。

ここで、私自身及び家族の経験を踏まえて、個人的な体験をお話しさせていただきます。

私自身、小学校4年生の頃に不登校気味となり、しばらく学校に通えなかった時期がありました。その際、何が嫌なのか自分でもはっきりせず、歯がゆい思いをしておりました。

両親は共働きで日中不在であり、祖母と過ごす時間が多かったのですが、祖母は「学校に行きなさい」とは一切言わず、私を待ってくれました。

その後、学年が上がり、担任やクラスが変わった中で、小テストの結果をきっかけに、自分自身に対して悔しさを感じたことがありました。それを契機に、学校や学習に対する姿勢が変わり、不登校の状態は自然と解消していきました。

今振り返ると、無理に促されることなく待ってもらえたことで、自分の中に力が蓄えられたのではないかと感じております。

次に、娘の経験についてです。

娘も中学高学年頃から不登校気味となり、中高一貫校であったため高校へは進学しましたが、高校2年生の時に「学校に行きたくない」と訴えました。家族で悩んだ末、中退とい

う選択をいたしました。

娘自身も、何が嫌なのかを明確に言葉にすることはできず、私たち親も理解に苦しんだ部分がありました。

一時的な対応として、犬を飼ってくれたら高校へ行くと娘が言ったもので、犬を飼ってみました。結果としては対症療法に過ぎず、根本的な解決には至りませんでした。

最終的には、本人の中にエネルギーが蓄えられるのを待つしかなかったと感じております。

その後、娘は時間をかけながらも、自分自身で考え、進むべき道を見つけていきました。回り道はありましたが、社会性が育たなかったわけでもなく、自らの意思で進路を選択することができました。

この経験から、世間体や一般的な登校の在り方にとらわれず、焦らずに待つ姿勢が重要であったのではないかと感じております。

このように、子どもや生徒がなぜ学校に行けないのかについては、必ずしも本人の口から明確に聞き取れるものではありません。

過度に指導したり、気持ちを押しさえつけたりすると、かえって子どもの力を失わせてしまう可能性があるのではないかと考えております。

待つこと、そしてエネルギーが蓄えられたタイミングで適切に関わることの大切さを、私自身の体験から申し上げたいと思います。

藤本委員

私は学校訪問の機会が多いのですが、令和6年10月から開始された校内教育支援センターについては、学校現場として非常に良かったという声を、管理職の方々から伺っております。

私自身、行政で担当していた経験から、不登校においては、早期発見、早期対応が最も重要であると考えております。

現在、小学校では空き教室がない学校も出てきており、ふじと台や伏虎などでは対応に苦慮されていると伺っておりますが、それ以外の学校では、保健室や教室を活用し、登校はできたもののクラスに入れない児童への対応を行っていただいております。

また、一人一台端末を活用し、カメラを動かして板書を映すなど、授業を教室外から受けられるよう工夫している学校もあります。

こうした取組から、教室に入れない子どもに対して、教員の皆様が非常に丁寧に対応されていることを実感しております。

その意味でも、小学校においても、可能な範囲で校内教育支援センターを設置していただければ、大変ありがたいと考えております。以上です。

犬塚副市長（市長職務代理者）

資料 11 ページにおいて、本市の課題として、中学校で校内教育支援センターを開始したこと、また専任の支援員の必要性、小学校への設置拡大について記載されております。

これらにつきましては、教育委員会とも協議しながら、今後進めていきたいと考えております。

前北学校教育部長

先ほど波床委員からのお話がありましたが、私自身も学校現場において、学校に来ることができない子どもたちと関わってまいりました。

その際、保護者の方は本当に様々なことを考え、悩まれており、学校側としても、子どもが登校できない状況に対して、非常に多くのことを考えさせられました。

原因が比較的分かりやすい場合もありますが、子ども本人、保護者、学校のいずれにとっても原因が分からず、悩み続けるケースも数多く経験してまいりました。

学校だけで対応しようとする、どうしても学校側の視点に偏りがちになりますが、先ほど教育長からもお話がありまして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さらには医師など、様々な専門職と連携し、複数の視点から子どもを理解していくことが重要であると考えております。

現在、各学校においても、学校の視点だけでなく、多様な見方を取り入れながら、子どもを理解し支援する取組が進められているものと認識しております。

また、藤本委員からもお話がありましたが、ふれあい教室や子ども支援センター、校内教育支援センターなど、子どもや保護者にとって様々な選択肢があることは、非常に重要であると考えております。

副市長からもお話がありましたが、こうした支援の場がさらに広がるよう、教育委員会としても引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

犬塚副市長（市長職務代理者）

保護者が待つという姿勢についても、ご指摘のとおりであると、私自身も感じております。

石元委員

保護者の立場からの意見となりますが、詳細な資料と丁寧なご説明をいただき、ありがとうございました。

冒頭で、子どもを学校に戻すこと、登校することのみをゴールとしていないという点が示されており、保護者として非常に安心いたしました。

不登校の期間は長期化することも多いですが、子どもが自分の心や生活習慣を見直す貴重な時間でもあると感じております。一方で、保護者としては、学習の遅れや将来の進路に対する漠然とした不安を抱くことも事実です。

そのような中で、ふれあい教室や校内教育支援センターなど、学校の教室以外にも子どもの居場所があることは、大きな安心につながっております。

こうした支援の場や制度について、保護者に対して、より分かりやすく丁寧に説明し、周知していただければありがたいと感じております。

また、不登校の問題は、家庭だけで解決することが難しい場合も多く、学校でスクールソーシャルワーカーに相談し、状況によっては医療機関につながるなど、段階的な支援が必要になると考えております。

実際には、複数の専門家を経て、ようやく子どもや保護者に合った支援者と出会い、落ち着くまでに時間がかかったという声も聞いております。

学校、医療機関、家庭、地域が一体となって子どもを支援するチームが構築されることを期待しております。

北山福祉局長

福祉局の立場から申し上げますと、本日示された不登校児童生徒の現状を拝見し、和歌山市は全国と比較して若干割合が高い状況にあることから、より一層、不登校児童生徒への対応を進めていく必要があると感じております。

国の方向性としては、学校に登校することや学校生活のみが、学びや社会性を身に付ける全てではなく、多様な学びの在り方があるという考え方が示されているものと認識しております。

そのような中、昨年度には、日本財団の助成金を活用し、民間団体と和歌山市との協定のもと、「子どもの第三の居場所」を市内に開設することができました。

この取組では、学習や生活習慣の支援に加え、子どもや保護者からの相談を受け付け、学校や関係機関と連携しながら、孤独や孤立を防ぐ支援を行っております。

今後は、市内において3か所程度の設置を目標に、取組を進めていきたいと考えております。

犬塚副市長（市長職務代理者）

それでは、本議題以外でご意見等はございますでしょうか。

特にないようございますので、本日の議題はすべて終了といたします。

本日ご議論いただいた内容やご意見を踏まえ、今後とも教育委員会と和歌山市が連携し、子どもたちのより良い学びの環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、以上をもちまして、本日の総合教育会議を終了いたします。

長時間にわたり、熱心にご議論いただき、誠にありがとうございました。

閉会 14：30